

総発第 403 号
令和2年3月27日

酒田市監査委員 加藤 裕 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



定期監査結果に対する措置等について

令和2年2月28日付監発第62号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

| 課名 | 監査結果 | 措置内容 |
|-----|---|--|
| 総務課 | <p>指摘事項</p> <p>市有財産の土地貸付料について、賃借人が平成28年度に死亡し、相続人も相続財産を放棄しており、請求すべき相手方が不存在であるにもかかわらず、平成29年度以降も死亡人名義の土地貸付料に対して、調定を起票しているものがあつた。調定とは、歳入の調定を行う権限のある者が、その内容を調査し、収入すべき金額を決定する行為であり、収入発生の基礎を明らかにする行為とされている。しかし、既に賃借人は死亡し、相続人も相続財産を放棄したことにより、本市の収入に対する請求権は発生していないと思われる。したがって、納入義務者が不存在のまま、収入すべき金額を決定する行為である調定することはできない。</p> | <p>指摘のあつた調定について、変更調定により減額処理を行った。次年度以降の調定は行わない。</p> <p>弁護士相談により、本件貸付料について調定行為を行うことはできないが、貸付料債権そのものは消失しないことを確認している。今後の当該貸付料債権の取り扱いについては、相続財産管理人の選任や議決による債権放棄など対応策を検討していく。</p> <p>本件に類する困難事案に対応することができるよう、職員の研修の拡充を図るとともに、管理マニュアル等の整備も同時に行っていく。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>市有財産の貸付については、今後も相続人が不存在となる事案が出てくる可能性が高いことから、職員の公有財産や債権管理のスキル向上を図るとともに、貸付財産に係る管理マニュアルの整備など、適切な対策を図ること。</p> | |
|--|--|--|--|